

「御同朋の社会をめざす運動推進僧侶研修会」 (同朋講座)合同研修会

「み教えと差別の現実について」

1. はじめに

- ・ 2012年 安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿」開示問題
NHKのテレビ番組「鶴瓶の家族に乾杯」
～寺院訪れ「過去帳」利用しある俳優のルーツ探しが～
 - ①身元調査は差別
 - ②門信徒の情報を身元調査に利用されないように管理すること
- ・ 2013年7月～学習会6回 宗派・安芸教区・部落解放同盟中央本部・同広島県連合会
経典観・宗祖観・梅陀羅問題について

課 題

- 「過去帳又はこれに類する帳簿開示問題」
- 「み教えと差別の現実」

同朋三者懇談会とは

安芸教区・備後教区・部落解放同盟広島県連合会

経緯

差別法名過去帳調査

1988年12月28日 三者懇発足

1991年本派全教区で僧侶研修会開催 真俗二諦・業論・信心の社会性

2012年宗派機構改革 実践運動へ移行 体制の不備が具現化
過去帳に類する帳簿開示問題が惹起
教学論議に発展
『是梅陀羅』を削除要請

2013～2018 学習会を開催

2017年6月 備後『是梅陀羅』は観経に必須

2020年 第95回 新聞記事による誹謗中傷を起因として三者懇
が幕を閉じることとなった。

2020年1月31日 備後 三者懇離脱表明
(同盟員から人権侵害の記事を告発)

2. み教えと差別の現実

1992年～僧侶研修会

「業・宿業」
「真俗二諦」
「信心の社会性」

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

龍樹菩薩

真諦→究極の真理(勝義諦)→空

俗諦→世俗諦→相対的真理

※世俗諦が虚妄であること気づかせ真諦「究極の真理」を悟らせるという関係にある。

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

曇鸞大師

法性法身→無相→一定のかたちのなきもの。われわれの分別知を超えたもの
方便法身

※菩薩による衆生済度という大乘菩薩道の利他行の実践を促す、仏の営み

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

親鸞聖人

法性法身→「法身はいろもなし、かたちもましまさず。しかれば、ころも
およばれず、ことばもたえたり」

『唯信鈔文意』【注釈版709～710頁】

→超越的・絶対的性格

方便法身→「法蔵比丘となりのりたまひて、不可思議の大誓願をおこしてあら
はれたまふ御かたち」『唯信鈔文意』【注釈版710頁】

※龍樹菩薩・曇鸞大師の考え方を継承。

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

覚如上人【1270年～1351年】

真諦→出世法→信心

俗諦→世法→儒教的価値観

※当時の佛教界「顕密仏教」からの専修念仏ゆえに非難・迫害があり、聖人の教えから逸脱しても共存・共栄をはかったのではないか？

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

存覚上人【1290年～1373年】

真諦→仏法

俗諦→王法（国土をおさめます明主の法）

※仏法と王法は、鳥のふたつの翼・車のふたつの輪・ひとつもかけては不可
仏法をもって王法をまもり、王法によって仏法をさがむ。

元々当時の佛教界「顕密仏教」が持っていた仏法王法相依論を持ち出し、
念仏者を政治的勢力や既成仏教から守ろうとした、結果、宗祖の教学と大きな隔たりが生じた。

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

蓮如上人【1419年～1499年】

まづほかには、王法を本とし、諸神・諸仏・菩薩をかりしめず、また諸宗・
諸法を誇ぜず、国ところにあれば守護・地頭にむきては疎略なく、かいぎあ
る年貢所当つぶさに沙汰いたし、そのほか仁義をもって本とし、また、後生
のためには内心に阿弥陀如来を一心一向にたのみまつて、自余の雑行・雑
善にこころとどめずして、一念も疑心なく信じまゐらせば、かならず真実の
極楽浄土に往生すべし。『御文章』【注釈版1159頁】

※存覚上人の考え方をもとにして国家権力や在地支配権力への服従・既成仏
教との協調、世俗道徳の重視。

「王法為本」「仁義為先」を表向きにし強調。弥陀一仏への信心は、内心
へ・北陸の動向（文明一揆と蓮如上人の吉崎御坊退去）

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

中世末・戦国期における本願寺教団

真→信心→つねに心の中で仏恩報謝の気持ちを保ち続けることが大切

俗→外相→五倫五常・世間通途の義に順じ、しかも諸宗・諸法、諸仏諸神を軽んぜず
「五倫五常」とは、人として常に踏み守るべき道徳のこと。儒教の教え。
「五倫」は基本的な人間関係を規律する五つの徳目。父子の親、君臣の義
夫婦の別、長幼の序、朋友の信。「五常」は仁・義・礼・智・信の五つ。

※仏法が王法の次に・・・その後、近世において、より「王法為本」「仁義為先」
より強調・優先される。

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

近代天皇制国家の成立

真諦→仏号を聞信し大悲を念報する。

俗諦→人道を履行し王法を遵守する。

※明治天皇制国家、社会適合的な教学・信仰路線へ定着。さらに、
天皇制国家支配やファシズム国家体制を俗諦と位置づけ補完し
つづけた歴史的事実は否定できない。

2. み教えと差別の現実

(1)「真俗二諦」

戦中「戦時教学」では、

「真宗では、根本弥陀の願意よりして、人の世に処し国民としての生活をなすに
於いては、王法を以て本とし、勅命に絶対随順したてまつれと教えているところ
である。したがって反対に反逆罪を犯すものは、弥陀もこれを救はないと
除汰してある」『恩一元論』佐々木憲徳

※ここでの「王法為本」とは、要するに天皇の勅命への絶対随順を念仏者にもと
めたものですが、絶対服従しないものは、「反逆罪」として弥陀からも救われ
ないとした。

2. み教えと差別の現実

(2)「業・宿業」・業報思想

- 差別を受けるのは、差別を受けているものの責任として、差別の歴史性・社会性を無視した。
- 前世・宿世という宗教的概念を利用し、被差別者自身が犯した業報の報いでありどうすることも出来ないこととした。
- 差別されるのは、過去世からの運命・宿命だとして差別を固定化し被差別者に絶対的アキラメを強いていた。
- 差別に対する反発は、原因を考えない差別者のひがみであるとして、これも宿業だとしてきた。

2. み教えと差別の現実

(2)「業・宿業」・業報思想

『妙好人伝』と差別

石州 九兵衛

「これは、我が前世に人の田へかくる水をせきとめたる報いなるべし、…
前世の業なり気付かせて下さる」

※『業を担って』

(備後・安芸教区過去帳差別記載 糾弾学習会・同朋三者懇話会より)
1992年7月5日発行より

2. み教えと差別の現実

(2)「業・宿業」・業報思想

豊前 新蔵 貧しきゆえ相撲見物での、怪我人が出たことで、...

※『業を担って』
(備後・安芸教区過去帳差別記載 糾弾学習会・同朋三者懇話会より)
1992年7月5日発行より

2. み教えと差別の現実

(2)「業・宿業」・業報思想

来世往生

摂津の亀次郎と惣次郎は、本願寺に対してある寺院の法座で
「被差別民のことをさんざん悪口をいいつつ、浄土往生すらわなわないとの話です。
このようなことよくよく取り糺してください」という抗議を提出しています。

【1858(安政3)年4月】『摂津諸記』

ある寺院で行われた蓮如上人350回忌に集まった被差別部落の人々に、信仰
の篤い被差別民は来世に一般の身分に生まれてくると教化した。

【1848(嘉永元年)年】『北川家文書』

※『業を担って』
(備後・安芸教区過去帳差別記載 糾弾学習会・同朋三者懇話会より)
1992年7月5日発行より

3、梅陀羅について

【インド】

カースト制度

(1)バラモン(司祭者)

(2)クシャトリア(王族)＝刹利種(せつりしゅ)

(3)ヴァイシュア(庶民) 四姓

(4)シュードラ(隸民)

チャンダーラ＝梅陀羅(人間以下の存在)

3、梅陀羅について

『仏説観無量寿経』

母である韋提希を殺害しようとする阿闍世王を臣下である月光と耆婆が諫めて
「大王、臣聞く、『毘陀論経』に説かく、劫初よりこのかたもろもろの悪王ありて、
国位を貪むさぼるがゆゑにその父を殺害せること一万八千なりと。
いまだかつて無道に母を害することあるを聞かず。王いまこの殺逆の事をなさば、
刹利種を汚さん。臣聞くに忍びず。これ梅陀羅なり。よろしくここに住すべからず」

『仏説観無量寿経』「発起序」(注釈版89頁)

3、梅陀羅について

【中国】

嚴熾執(ごんししゅう)、暴悪人、屠者、殺者(せつしゃ)
「是旃陀羅といふはすなはちこれ四姓の下流なり。これすなはち性、
句惡(きょうあく)をいだきて仁義を閑(なら)はず。人の皮を着たりといへども
、行ひ禽獸に同じ」
『観経疏』(序分義) 善導大師(613～681年)

3、梅陀羅について

【日本】『穢多』と訳された。

耆婆(ぎば)月光(がっこう)ねんごろに
是梅陀(ぜせんた)羅(ら)とはじしめて
不宜(ふぎ)住(じゅ)此(し)と奏(そう)してぞ
闇(じゃ)王(おう)の逆心(ぎやくしん)いさめける」

『浄土和讃』観経讃(注釈版570頁)

※【左訓】不宜(ふぎ)住(じゅ)此(し)「ここにとどまるべからずとまうしけるなり」

3、梅陀羅について

『観経巳丑(きちゅう)録』

(江戸時代の観経疏の註釈書)※「み教えと差別の現実」15頁参照

梅陀羅が「穢多」の身分を表すものであることを説いています。

- ① 近世・近代において現実社会の差別を正当化し教化
- ② 来世の救済のみ、現実の差別を受け入れることを教化

『浄土三部経講義』(発行1912年～1960年代まで改定されず)

穢多、非人というほどの群れをいうと述べられている

『聖典講讃全集』(発行1934年・再刊1976年『真宗聖典講讃全集』)

無道に母を害し給うは穢多、非人の仕業である

3、梅陀羅について

『部落解放史・ふくおか』で井元麟之が「梅陀羅」について(昭和15年7月)

※『経典にみる差別語を考える-「梅陀羅」・「女人往生」・「根欠」-』7頁

「観無量寿経及び親鸞聖人の和讃の梅陀羅解釈は断じて誤りであり、その曲解
が差別観念をいかに助長してきたか判らない。場合によっては、経典の語句
訂正も必要であると信ずるから徹底的な検討と善処を要請する。」

3、梅陀羅について

(1)学習会での部落解放同盟広島県連合会からの指摘と要求

- ①梅陀羅(女人往生・根欠)は、差別語である
- ②梅陀羅を極悪人と訳して、日本では『穢多』のことであるとした
- ③『仏説観無量寿経』は、仏説でない。

ゆえに経典を改訂！

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

- ①経典の中にある差別標記・差別表現と、どう向き合うのか

I. 経典の差別表現

- i. 経典に差別表現があるから差別文書になるわけではない

※例えば、差別解消のためのリーフレットに、啓発ビデオ・映画に

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

- ①経典の中にある差別標記・差別表現と、どう向き合うのか

I. 経典の差別表現

- ii. 差別表現だから削除するのか

※「今王が母君を殺害なさるなら、それは王族の家柄を汚すものです。私どもはどうてい聞くに忍びません。このようなことは梅陀羅のすることです」
という発言・表現は差別発言であり、差別表現によって殺害を思いとどまらせた。

※この時代の差別の現実をそのまま表現し、それが原因で苦悩する姿を描く

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

- ①経典の中にある差別標記・差別表現と、どう向き合うのか

I. 経典の差別表現

- iii. どのように解釈するのか

・父を殺したこと
・三従(五障三従)というバラモン教の思想から、母を殺害しようとし幽閉[父・夫・息子に従うべき]
・「それは王族の家柄を汚すものです、このようなことは梅陀羅のすることです」
という差別意識・権威主義から思いとどまる。

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

①経典の中にある差別標記・差別表現と、どう向き合うのか

Ⅱ. 差別教学

i. 現状の差別を肯定し差別の根拠にしてきた。

※チャンダーラ＝梅陀羅（人間以下の存在）→屠者→『穢多』

ii. 差別表現を差別教学に利用してきた歴史

※差別法名に使われた

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

①経典の中にある差別標記・差別表現と、どう向き合うのか

Ⅱ. 差別教学

時代も状況も異なる二つの用語を、
安易に類推解釈させたのは、
差別意識である被差別部落への差別を
「梅陀羅」の語によって肯定し、教化、固定してきた。
経典の権威によって差別的な理解が布教現場で行われ、
部落差別を温存助長

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

②大乘仏典は、なぜそのような差別表現をつкаっているのか

阿闍世・韋提希は、五逆・謗法の罪を犯し、さらに差別や偏見によって
深い苦しみ悲しみの中にある、
差別者も被差別者も誰も救われないという現実が描かれている

阿闍世は、一闍提（善の心を断ってしまったもの）である

現実の世界の差別を苦悩の根源の一つとして描いている

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

③親鸞聖人は、どのように理解しているのか

『仏説観無量寿経』の王舎城の悲劇の登場人物を「権化の仁」と理解されている。

権化の権は仮(かり)という意で化は教化利益ということ。

仁は人に対する親愛を持つ人のこと。

衆生を救うために、仮に人の相(すがた)をあらわされた聖者方(権者)という意味。

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

③親鸞聖人は、どのように理解しているのか

阿闍世王の為に涅槃に入らず。われ『為』といふは一切凡夫、
『阿闍世王』とはあまねくおよび一切五逆を造るものなり。……
『阿闍世』とはすなはちこれ煩惱等を具足せるものなり。(註釈版299頁)

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

③親鸞聖人は、どのように理解しているのか

韋提希も凡夫と見て、苦悩する人間の姿、自らの過ちに気づくことなく、
ひとを批判し自身の身の不幸を嘆くものが、念仏を選び救われていく世界と捉え
阿闍世が如何に救われていくかを『涅槃経』を長く引文されています。

「阿闍世のために涅槃に入らない」

という言葉は、人間が根源的に罪なる存在であり、仏は普遍的にすべての苦悩の
存在を悟りに導くことを示している。

3、梅陀羅について

(2)私たちは、どのように考えるのか

③親鸞聖人は、どのように理解しているのか

いし・かわら・つぶてのごとくわれらなり。

(唯信鈔文意 註釈版708頁)

4、女人往生について

本来仏教には、性別において救いやさとりにおいて違いはない

しかし、インドのバラモン教・中国・日本での女性に対する社会的な差別観念に
影響されるようになる。

五障三従 五障〔梵天王・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏になれない〕
三従〔父・夫・息子に従うべき〕

そして、「往生できない劣った存在である」という本来とは違う教えが説かれる

4、女人往生について

【第三十五願】

たといわれ仏を得たらんに、十方無量不可思議の諸仏世界に、それ女人ありて、わが名字を聞きて、歡喜信樂し、菩提心を発して、女身を厭惡せん。

寿終りての後に、また女像とならば、正覺をとらじ

(注釈版21頁)

女身を厭惡するということ、それは、女性という役割の中に人間そのものが、見失われ主体性を失ってしまった状態。

4、女人往生について

「女性は往生できない」という教えが説かれる一方で、女性が往生する經典も多数ある。「女性が往生できない」ということは、釈尊の真意ではないという「女人往生」の課題が古くから議論されていた。

例えば善導大師は、女性が往生できないという教説に対して

「いまあるいは道俗ありて、女人浄土に生ずることを得ずといはば、これはこれ妄説なり、信ずべからず。」

(観念法門 善導大師『注釈版』七祖編633頁)

4、女人往生について

親鸞聖人在世の貴族社会では。

- ・五障三従・三穢(死・産・血)
- ・「女性劣機説」

ゆえに比叡山延暦寺では、女性が入山できない。

4、女人往生について

『妙法蓮華経』『提婆達多品』の龍女転男と言われるもの

龍王の娘が法華経を聞いて悟り、仏となる話

①龍＝畜生

②女性＝仏なれない

かつ8歳の子どもが救われるという話

4、女人往生について

『正法眼蔵』道元禪師は、

又、日本國にひとつのわらいごとあり。
いはゆる或は結界の地と稱じ、
あるいは大衆の道場として稱じて、
比丘尼女人等を來入せしめず。
邪風ひさしくつたはれて、
人わきまふることなし

と批判し出家して法を求めることに男女差は無いとして
その根拠として「龍女成仏」に喩えている。

4、女人往生について

「權化の仁」として韋提希を見ていくと、夫である頻婆娑羅王に従い、
そして夫を殺そうとする息子に、殺されそうになり、やがて息子に幽閉されます。
三從[父・夫・息子に従うべき]という思想によるものですが、こういった思想が
差別であると気づかせ、念仏以外にこれを超えていく法がないことが、示されてい
る。それは、浄土には、男女の区別はないが、現実の世界で、女であることの苦
悩を抱えているものがあれば、その苦悩から解放すると願いを建てられたもの
である。

4、女人往生について

弥陀の大悲ふかければ
仏智の不思議をあらわして
變成男子の願をたて
女人往生ちかひたり
浄土和讃 大經讃(註釈版567頁)

(現代語訳)

あらゆる功德を具えられた阿弥陀仏の慈悲はこの上もなく深く、
一切衆生を真実に導く智慧をもって不思議なはたらきをあらわされます。
そのはたらきが不思議であるのは、救いから除外されてきた女性のために
變成男子の願と呼ばれる第三十五願をたてて、
その成仏を誓われたことにあります。

4、女人往生について

弥陀の名願によらざれば
百千万劫すくれども
いつつのさわりはなれねば
女身をいかでか転ずべき

高僧和讃 善導讃(注釈版589頁)

こと二つの和讃は、四十八願について書かれている。
この前者の和讃については、十八願とともに書かれている
つまり親鸞聖人は三十五願を他力本願について説かれたもの
として受け取っておられた。

4、女人往生について

すべてのものが平等に救われるのであれば、十八願があるのにもかかわらず三十五願で女性を別建てに論じていること
変成男子に言及されていることから
性差別的であるという指摘

十八願における抑止文と同じ理解を法然聖人がされていることから
親鸞聖人の同じ受け取りであったと思われる。
※『経典にみる差別語を考える』37・38頁

仏法から弾かれようとする女性たちに必ず救うという呼びかけ
絶対他力の中にこそ平等の救いがある。という女人往生論。

おほよそ大信海を案ずれば、貴賤縑素(きせんしそ)を簡ばず、
男女老少をいはず、

願浄土真実教行証文類 (注釈版245頁)
本願に性別は問はないことを書かれている。

4、女人往生について

恩徳広大釈迦如来
韋提夫人に勅してぞ
光台現国のそのなかに
安楽世界をえらばしむ

浄土和讃 観経讃(註釈版569頁)

(現代語訳)
慈悲の功德が広大な釈尊は、苦悩にあえぐ凡夫を救うために韋提希夫人に命令して、釈尊の光明の中に照らし出されたさまざまな諸仏の国の中から弥陀の浄土を選ばせて、その国土に往生したいと願わされました。

親鸞聖人は、数ある浄土の中から韋提希が阿弥陀如来の浄土を選ばせた。
それは、すべてのものが平等に救われていく浄土であるから息子が父を殺し、自らも殺されそうになり、幽閉される。自分にはどうすることもできなかった。
それでも、本当の救いとは、夫も息子も自分も救われていくこと。
本来のいのちのかがやきを取り戻すことができた。

4、女人往生について

恵信尼消息では

また公達のこと、よにゆかしうけたまはりたく候ふなり。上の公達の御ことも、よにうけたまはりたくおぼえ候ふ。あはれ、この世にていま一度みまゐらせ、またみえまゐらすこと候ふべき。わが身は極楽へただいまにまゐり候はんずれ。なにごとくもくからず、みそなはしまゐらすべく候へば、かまへて御念仏申させたまひて、極楽へまゐりあはせたまふべし。なほなほ極楽へまゐりあひまゐらせ候はんずれば、なにごとくもくからずこそ候はんずれ。
恵信尼消息 第8通「わかさ殿」(註釈版824頁)

4、女人往生について

恵信尼消息では

(現代語訳)
また、お子さまたちのこと、まことになつかしく、ご様子をうけたまわりたく存じます。上のお子さまたちのことも、ほんとうにうけたまわりたく思います。どうか、生きている間にいま一度、私のほうからお目にかかりに行くか、あなたさまが私に会いにきてくださることがございましょうか。それは、とてもできないこととございましょう。私は、いまでも極楽にまいらせていただく身でございます。極楽へまいれば、何事も明らかにごらんになれるはずでございますから、あなたさまも、必ずお念仏を申されて、極楽でお目にかかりましょう。そして極楽でお会いできましたならば、何事もはつきりすることでございましょう。

5、根欠(諸根闕陋)について

【第四十一願】

たといわれ仏を得たらんに、他国の国土の諸菩薩、わが名を聞きて、
仏を得るに至るまで、諸根闕陋して具足せずは、正覺をとらじ

(注釈版23頁)

5、根欠(諸根闕陋)について

諸根とは眼・耳・鼻・舌・身・意の六根のこと。
闕陋は、そのいずれかが欠けて不自由であること。
『浄土論』などには、浄土は平等なさとりの世界であって、
「譏嫌の名なし。女人および根欠、二乗の種」は存在しないと説かれている

※譏嫌とは成仏できないもの(注釈版156頁 補註14)

それは、当時の差別された女性や障害者の救済を説くために、浄土にはこのよ
うな差別の実体もなく、女人や根欠という名さえもない絶対的な平等の世界で
あるとあらわされたものである。
しかし・・・
女人や根欠は浄土へ生まれることができないと布教した事実もある。

5、根欠(諸根闕陋)について

経典には、今日的な人権感覚において「差別語・不快語」と思われる身体的特徴に
関する言葉や喩えなどが、さまざまに出てきます。
これらを文字通り理解してしまうと、往生において障害者を排除するものと読んだり

「こんな可哀想な人でも、おみのりに遇って喜んで生きている」というよう差別的な布
教を行ってきた経緯があります。
※S布教使差別布教事件など 盲亀浮木・摸象など

5、根欠(諸根闕陋)について

Disability(障害)

障害があるのではない社会が障害を作っている

◎インクルージョン(包摂)分け隔てられず、
地域の中で生活する権利

◎「合理的配慮を提供しないこと」も差別

◎複合差別(例 女性障がい者)

※駅のエレベーター・本願寺の縁石・教科書無償配布

6、おわりに

チャンダーラ＝梅陀羅は、カースト制に基づく、アウトカーストの一つです。
現在のインドにおいては、「職業と世系に基づく差別」分類され、ダリットと呼ばれています。
国連でも克服すべき重要な課題とされています。

また、ジェンダー、性差も問題も、男性・女性だけでなく、LGBTQという様々な性のあり方があり、正しい理解が求められています。

障害者差別解消法により、障害の捉え方も医学モデルからではなく社会モデルとして、社会にある障害を如何にして、克服していくかという問題に変わってきました。

私たちの教団が同朋運動で取り組んできた部落差別の問題は、取り組んでいかなければならない課題です。

私の樹つべきところは？

『歎異抄』に

「海・河に網をひき、釣りをして、世をわたるもの、野山にししをかり、鳥をとりて、いのちをつぐともがらも、商ひをし、田畠をつくりて過ぐるひとも、ただおなじことなり」

(浄土真宗聖典 註釈版844頁)

と親鸞さまは、阿弥陀さまの願いの中に、すべての存在が平等であり、一人ひとりの「いのち」の尊さは、同じであること教えてくださいました。

私たち念仏者は、世間の価値観に捉われることなく、阿弥陀さまの願いを、よりどころに生きられた親鸞さまとともに歩いていかなければなりません。

親鸞さまは、『顕浄土真実教行証文類』に

「慶ばしいかな、心を弘誓の仏地に樹て、

念を難思の法海に流す。」

(浄土真宗聖典 註釈版473頁)

と示されました。

自らの思いや計らいによって行動するのではなく、阿弥陀さまの願いを根本とした行動をとらなければなりません。

それこそが親鸞さまの示された念仏者としての歩む道ではないでしょうか。

おわり